

移住支援金に係るマッチング支援事業
企画提案競技実施要領

令和元年 9 月

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

1 趣旨

県外在住者を対象として、県内企業等への就職を支援するためのマッチングサイトをリニューアルするにあたり、当該サイトに掲載する求人情報（求人広告）について、移住支援金対象企業等がより魅力的・効果的なものを作成することで、県外在住者の就職の促進につなげられるよう、県内各所でのセミナーや企業等に対する個別指導、支援等を行う。

本要領は、この事業を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、移住支援金対象企業等とは、県が実施する移住支援金制度において、移住支援金の給付対象として県の登録を受けた企業等をいう。（別紙「移住支援金に係るマッチング支援事業委託仕様書」においても同様とする。）

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により3(1)に掲げる業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者（以下、受託者という。）と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名

移住支援金に係るマッチング支援事業（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「移住支援金に係るマッチング支援事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火曜日）まで

(4) 予算上限額

12,730,314円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 支払方法は概算払いを予定している。（支払い時期は契約書案を参照。）

4 事務を担当する部局

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7109 FAX：0985-32-3887

電子メール：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布資料

ア 仕様書 イ 審査基準表 ウ 応募様式集 エ 業務委託契約書案

(2) 配布場所 4の場所

(3) 配布期間 令和元年9月13日（金曜日）から令和元年10月16日（水曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※ 配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページ（募集・お知らせ）からダウンロード可能です。【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。
 - ア すべての構成員が、(1)から(6)までに掲げる要件を満たすこと。
 - イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 公 告 | 令和元年9月13日（金曜日） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和元年9月25日（水曜日） |
| (3) 質問書受付期限 | 令和元年10月7日（月曜日） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和元年10月16日（水曜日） |
| (5) 対面審査 | 令和元年10月23日（水曜日） |
| (6) 審査結果通知 | 令和元年10月25日（金曜日） |

8 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 4の場所
- (2) 提出期限 令和元年9月25日（水曜日）午後5時まで（郵送であっても必着とする。）
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ
ただし、電子メール及びファクシミリの場合は、件名を「移住支援金に係るマ

マッチング支援事業企画提案競技への参加申込」とすること。

(4) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 代理人を選定した場合にあっては、委任状（様式第2号）
- ウ 共同企業体を構成する場合にあっては、共同企業体協定書（様式第3号）

(5) その他

- ア 電子メール又はファクシミリで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
- イ 郵送、電子メール又はファクシミリにより参加申込をした者に対しては、雇用労働政策課から書類を受け付けた旨の電話連絡を行うが、申込みの日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに連絡が無い場合には当課に問い合わせること。
（9月25日に電子メール又はファクシミリで参加申込書を提出した者は、当日中に雇用労働政策課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。）
- ウ 参加申込書の提出後に企画提案競技を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式第4号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
なお、本業務に係る企画提案競技の参加辞退は、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。
- エ 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

9 質問及び回答

(1) 質問

- ア 質問の提出方法
本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第5号）を次の方法により提出すること。
 - (ア) 電子メール（アドレス：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。
 - (イ) 件名は「移住支援金に係るマッチング支援事業への質問」とすること。
- イ 受付期限
令和元年10月7日（月曜日）午後5時まで

(2) 回答

- 質問者に対し、原則として、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に回答するものとする。
- ただし、仕様書等の変更に係る質問に対する回答については、参加申込書を提出したすべての者に回答するものとする。

10 企画提案書及び見積書等の作成及び提出

(1) 企画提案書

- ア 審査基準表の各項目順に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を5部（正本1部及び副本4部）提出すること。
- イ 日本工業規格A列4番の用紙で作成し、10ページ程度にまとめること。
必要であれば、日本工業規格A列3番の用紙を折り畳んで使用することができる。
- ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等

を工夫すること。

エ 日本語で表記し、専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 企画提案書には通し番号を振り、目次を付けること。

カ 本業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書

ア 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

(3) 納税証明書

6 (4)に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）

原則として、参加申込みを行った日から3か月以内のもの。写しでも可。

(4) 特別徴収実施確認・開始誓約書

6 (5)に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）

(5) 提案者の会社概要等がわかる資料（A4紙1～2枚程度）

(6) 提案者の直近3期分の決算報告書

(7) 提出期限及び提出方法

令和元年10月16日（水曜日）午後5時まで

※ 4の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）

※ 企画提案書及び見積書を提出した後においては、これらの書類の内容を変更することはできない。

11 審査

審査は「移住支援金に係るマッチング支援事業審査要領」に従って行うものとし、その方法は原則として対面審査とする。ただし、参加者が多数である場合等、予備審査（書類審査）を行う場合がある。

○ 対面審査について

ア 内容

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

イ 場所

宮崎県庁舎内

ウ 選定期間

令和元年10月23日（水曜日）午後実施予定

エ 時間

説明時間20分以内、質疑10分以内とする。

オ 説明者

審査会場の入場者は3名以内とする。主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は本業務の主任担当者とする。

カ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により通知する。

キ その他

対面審査の詳細については、企画提案書提出期限日に通知する。

対面審査において、県では、プロジェクター及びスクリーンを準備するが、パソコンとプロジェクターを接続するコード等については企画提案競技参加者が準備すること。

また、県が管理する庁内ネットワーク回線（L G W A N回線を含む。）及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

12 契約

- (1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 本業務を担当する予定の業務主任者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しない場合がある。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は6の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自ら提案をするとともに、他人の代理人として提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱した者、又は不明な提案をした者

15 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、県は、提出された書類を、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務による成果品は、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める場合がある。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。